

平成31年

第2回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

平成31年 第2回教育委員会（定例会）会議録

期日：平成31年2月20日（水）

開会：午前10時00分

閉会：午後1時10分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 平成31年第2回（2月定例会）会議録の承認について
- 日程第3 教育長諸般の報告
- 日程第4 非公開とする審議事項について
- 日程第5 [議案第9号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第6 [議案第10号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第7 [議案第11号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第8 [議案第12号] 専決処分の報告について
- 日程第9 [議案第13号] 上天草市学校図書館の基本計画の改正について
- 日程第10 [議案第14号] 上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 [議案第15号] 上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示の制定について
- 日程第12 [議案第16号] 上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について
- 日程第13 [議案第17号] 上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱の制定について
- 日程第14 [議案第18号] 地域学校協働活動推進員の解職について
- 日程第15 [議案第19号] 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第16 [議案第20号] 上天草市中央公民館長の任命について
- 日程第17 [議案第21号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第18 [議案第22号] 議会の議決を経るべき議案について
- 日程第19 [議案第23号] 上天草市就学指導委員会への諮問について
- 日程第20 [議案第24号] 就学援助の認定について
- 日程第21 [議案第25号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第22 諸報告

2 出席委員

高倉利孝（教育長）、山下勝一（委員）、古川佐奈江（委員）、濱崎千賀子（委員）、杉本修吾（委員）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

中文近（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、木本昌亮（社会教育課長）、田崎正明（教育審議員）、中田光治（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）、千原博勝（学務係長）、渡辺龍也（学務課主幹）

- 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項以下のとおり

開会 午前10時00分

- 教育長（高倉利孝君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

- 教育長（高倉利孝君） 日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に古川委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第1回（1月定例会）会議録の承認について

- 教育長（高倉利孝君） 次に日程第2、「平成31年第1回定例会の会議録の承認について」を議題といたします。みなさんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

- 学務課長補佐（中田光治君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願い致します。

- 教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第1回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

- 教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第3、「教育長諸般の報告」を行います。1月27日、熊日郡市対抗女子駅伝が行われました。熊本市を会場に7区間競う大会でございました。上天草市代表は、選手補員を含め10名の選手で臨みました。昨年より順位を2つ上げ17位と健闘いたしました。次、2月5日火曜日。小規模・複式学級担任等研修会、今回は湯島小学校を会場に3年生1人、4年生2人、計3人の複式の公開授業となりました。4年生の2人の授業は少数の割り算で2人が意見を違わせながら活発な授業でございました。3年生は1人ですが、しっかり考え、自分の考えをICT機器を使って発表するなど素晴らしい授業でした。授業研究を進めて来られました担任の田崎先生の頑張りも目を見張るものがございました。次に2月8日金曜日、登立小学校授業力向上研修会が行われました。今回は全ての学級の先生方が指導案をきちんとたてられ、指導助言者の先生に見ていただき、その後60分ほどの授業研究会がもたれ、授業力を向上させるという研修でございます。指導助言者の先生には、市内の小中学校の校長先生並びに教育委員会の指導主事の先生方でした。身近なところに専門的に研究を積まれた実力派の先生方を講師に据えての活発な取り組みでありました。次に2月10日日曜日、郡市対抗熊日駅伝大会。旧本渡市をスタートに天草上島、宇土半島、熊本市へと106kmあまり

を14区間でつなぐ駅伝でございました。今回は、昨年より残念ながら順位が2つ下がりました、14位となりましたが、1区の中学1年生区間で3位、11区中学校3年生が区間5位と健闘いたしました。最後に2月12日、阿村小学校道徳公開授業です。本年度から道徳が教科となりました。平成30年・平成31年度文部科学省熊本県教育委員会指定を受け、道徳教育推進校としての中間発表となりました。70名程の参加者の中で行われ2年生の道徳の授業では、先生の一言に食い入るような眼差しで学習に向かう子どもたちがとても印象的でした。5年生の授業では、「はい」か「いいえ」をはっきり述べてその理由も伝えるという展開で友達の意見にも耳を傾け、称賛するなど普段の授業から学習訓練が鍛えられているという状況が伺えました。2クラスとも先生の授業力も素晴らしく、参加された先生方も大変感動され持ち帰られた収穫も大きいものがあつたようです。2月は、3つの学校でそれぞれ公開授業が開催され上天草市の子どもたちの学習状況と担任の先生方の指導のあり方が公開されましたが、子どもの成長と担任の頑張りが見られこの上なくいい公開授業でございました。以上で報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第4、「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5、議案第9号。日程第6、議案第10号。日程第7、議案第11号。日程第8、議案第12号。日程第17、議案第21号。日程第19、議案第23号。日程第20、議案第24号。日程第21、議案第25号及び諸報告、第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 異議なしと認め、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第25号及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第9号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第5。議案第9号、「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第9号から議案第12号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第9 議案第13号 上天草市学校図書館の基本計画の改正について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第9。議案第13号、「上天草市学校図書館の基本計画の改正について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の6ページをお願いいたします。議案第13号、「上天草市学校図書館の基本計画の改正について」。上天草市学校図書館の基本計画を、次のとおり改めるものとする。平成31年2月20日提出。上天草市教育委員会高倉利孝。資料を事前に送付していますので読み上げは省略いたします。7ページの「上天草市学校図書館の基本計画の改正の概要」をご覧ください。2の改正の主な内容については、第1節の改正は、上天草市学校図書館の概要について、現行計画の発表から数年経過し、上天草市教育振興基本計画も第2期に移行しているため、現況に合わせて文言を修正した。また、期間を現行計画期間満了後の2019年4月1日から2024年3月31日までの5箇年とした。第2節の改正は、学校図書館の目的及び役割について、現行計画を精査し、文言の細かい修正を加えた。第3節の改正は、司書教諭及び学校図書館担当教師の目的及び役割について、第2節同様現行計画を精査し、文言の細かい

修正を加えた。第4節の改正は、学校図書館司書の目的及び役割について、第2節及び第3節同様現行計画を精査し、文言の細かい修正を加えた。第5節の改正は、司書教諭等の配置・蔵書数の適正管理・児童生徒の利用状況等、上天草市管内学校図書館の現状について、現況に合わせて変更及び修正を加えた。また、上天草市管内学校図書館の課題については、学校図書館司書の配置や行財政改革への対応等、現行計画を精査するとともに、現況に合わせて文言の細かい修正を加えた。第6節の改正は、学校図書館司書業務の委託化について、近隣市町及び県内各市の状況を確認したところ、どこの市町も学校図書館司書の業務委託は行っていないため、今後、業務委託については別途検討・計画するものとして、本基本計画からは削除することとした。6ページにお戻りください。提案理由については、平成24年策定の上天草市学校図書館の基本計画が平成31年3月31日をもって期間満了を迎えることとなるが、平成28年策定の上天草市第2期教育振興基本計画に基づき、児童・生徒の読書活動を推進し、学校図書館の施設整備及び充実を図るため、今後も引き続き学校図書館の適切な運用を行うには、上天草市学校図書館の基本計画の改正を行う必要がある。なお、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することは、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君）** 新年号が5月から始まるということで西暦表記がしてあるのですが、ここは今後も西暦表記なのですか。それとも新しい元号が決まったらそこは、新しい元号による表記もされるのでしょうか。それと、16ページの児童・生徒の一人当たりの貸し出し冊数で、小学校が非常に減っているような感じになっているのですよね。ここは目盛がそもそも20あったのが10になっていて、数値的にも登立小は13.4冊の読書冊数が4.5冊まで減っていて大幅な減数になっています。何か理由があるのでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 西暦表記につきましては、まだ細かくは市の方で定められておりませんので、状況はいろいろ発生しております。そこは今後統一の指針が出ると思いますので、その辺はそれに合わせて取り組んでいきたいと思っております。読書冊数が大きく変化しているというのは。
- 委員（山下勝一君）** 小学校が大幅に減っているのですよね。上小は、10.6が1.6になっている。何か理由があるのかなと思質問しました。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 今後、この基本計画もまた新たに定めましたのでこの読書冊数のいろいろな変化につきましては、各学校に取り組みの強化ということで色々な施策を行っていききたいと思っております。
- 委員（山下勝一君）** ありがとうございます。
- 教育長（高倉利孝君）** 他にございませんか。
- 委員（古川佐奈江君）** 司書の表記が「学校図書館司書」とか「司書教諭」、「学校図書館司書」と単に「司書」と色々な表記がありますが、これは全部違う「司書」を指されているのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 基本的に「司書」と「学校図書館司書」は同じでございます。全体的な意味で表すときに「司書」という表記を使っており、「学校図書館司書」ということで限定しても問題はないところです。また、学校の図書館に関して、教諭を充てるとというのがございまして、「司書教諭」と「担当教諭」との表記がございまして。
- 委員（古川佐奈江君）** では、ここには2種類あるわけですね。「司書教諭」と「学校図書館司書」と。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 基本的には「司書教諭」は県教諭と「司書」は市職員ということですので。

- 委員（古川佐奈江君） せっかく、点・句読点にまでこだわって見直していらっしゃるので、15ページの2のタイトルから入れたら4行目ですけれども、ここに「学校図書司書」とあるので、「学校図書館司書」と、「館」が抜けているのですかね。以前から残っている分には「司書教諭」とあったので、そこをきちんともう一度見直していただいて、ここだけならいいのですけれども私が気付いたところが、「学校図書司書」と「学校図書館司書」と「司書教諭」と「司書」という4通りの表記があったので、そこを2通りに見直してきちんと変えていただけたらいいのかなと思います。句読点も見直されているという所で、16ページも句読点を加えられてもいいのではないかなと思います。
- 学務課長（赤瀬耕作君） ご指摘があったところは訂正させていただきます。先ほどの件について、市の職員と県の職員で、県の職員の表記は先ほどのような形になります。「司書」については、学校図書館司書ということで統一させていただきます。
- 委員（古川佐奈江君） 単に「司書」と書いてあるところもあるのですよね。それは両方を指して「司書」とされてあるのかそこをちょっと整理していただければと思います。
- 教育長（高倉利孝君） では、統一できるところは統一していただくということでお願いしたいと思います。他にございませんか。
- 委員（松本修吾君） 29年度の図書貸出し数については、最初にいただいた資料の7ページのところの児童生徒一人当たり一ヶ月の貸し出し冊数の学校別の比較がありますけれども、姫戸小が8.8で、他の中学校でも1.0下っているのは無いのですけれども、大矢野中、松島中が極端に低いのですよね。何か理由がありますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 原因といたしましては、市内の中では大きな学校ということで、読書に関しての学校の取り組みが反映しやすい部分と反映しにくい部分があるのかなと思います。先ほど申しましたとおり基本計画について策定した部分をいかに進めるかは今後でございますので、そのあたり強化していきたいと考えております。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第13号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第14号 上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第10。議案第14号、「上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の18ページをお願いいたします。議案第14号、「上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成31年2月20日提出。上天草市教育長高倉利孝。「上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。第2条第2項の表教育部の部学務課の項中「学務係」の次に「教育企画係」を加える。第3条学務課学務係の項第20号中「国際交流」を「学校交流事業」に改め、同項第25号を第26号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号の次に次の1号を加える。第17号、学校備品に関すること。第3条学務課学務係の項の次に次の1項を加える。教育企画係、第1号、総合教

育会議に関すること。第2号、教育大綱に関すること。第3号、教育振興基本計画に関すること。第4号、学校規模適正化に関すること。第5号、学校給食調理場のセンター化に関すること。第6号、学校ICT計画に関すること(ハード対策)。第7号、学校情報化に関すること(ソフト対策)。第8号、学校防災に関すること。第9号、通学路交通安全プログラムに関すること。第10号、スクールバス運行に関すること。第11号、教育財産の管理に関すること。第12号、教育委員会の活動状況についての点検・評価に関すること。第3条学務課施設系の項第10号から第13号までを削る。施行日については、平成31年4月1日から施行する予定でございます。20ページの新旧対照表をご覧ください。内容につきましては、学務係に学校備品に関することを加えました。また、交流事業が国際交流を含め、国内にも想定されることから、文言の変更を行いました。なお、以降については、今回、教育企画係が新設されることから、その具体的な業務を記載しています。18ページにおもどりください。提案理由につきましては、学務課に教育企画係を新設するため、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○**教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮りいたします。議案第14号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長(高倉利孝君)** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第15号 上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示の制定について

○**教育長(高倉利孝君)** 次に、日程第11。議案第15号、「上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長(赤瀬耕作君)** 議案書の22ページをお願いいたします。議案第15号、「上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示の制定について」。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示を次のように制定することとする。平成31年2月20日提出。上天草市教育長高倉利孝。「上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示」、上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱(平成23年教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。第5条第1項中「3日勤務することとする。」を「3日勤務とし、1日の勤務時間は、休憩時間を除き4時間以内とする。」に改める。第6条第2項を削る。附則、この告示は、平成31年4月1日からの施行を予定しています。23ページに新旧対象表を添付していますのでご確認いただければと思います。本要綱の改正の必要性については、いじめ問題アドバイザーの対応する案件が増加傾向にあり、内容も多様化複雑化していることから要綱を改正するもので、今後は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び療育の専門家等の雇用を考慮し改正するもので、他市においても、時間給での設定を行っています。具体的な勤務体制は、時間給が3,200円で、週3日勤務、日当たり4時間となります。なお、報酬額については、市の上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中で定めることとしています。22ページにお戻りください。提案理由については、いじめ問題アドバイザーの報酬を月額支給から時間額支給に変更するため、告示の一部を改正する必要があります。また、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改

廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願いします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第15号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 議案第16号 上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第12。議案第16号、「上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の24ページをお願いいたします。議案第16号、「上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について」。上天草市立中学校部活動指導員設置要綱を次のように制定することとする。平成31年2月20日。上天草市教育長高倉利孝。「上天草市立中学校部活動指導員設置要綱」。資料を事前に送付していますので、読み上げは省略させていただきます。設置について規定する。1条関係。職務について規定する。2条関係。委嘱について規定する。3条関係。任期委嘱について規定する。4条関係。勤務について規定する。5条関係。報酬について規定する。6条関係。服務について規定する。7条関係。退職について規定する。8条関係。解職について規定する。9条関係。委任について規定する。10条関係。この要綱は、平成31年4月1日からの施行を予定しています。実施については、4月からの運用をめざしており、事業に係る費用は、国、県、市がそれぞれ3分の1の負担を予定しています。提案理由については、上天草市立中学校における部活動の技術的な指導に従事する専門的知識・技術を持つ人材を配置することにより、中学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図るため、上天草市立中学校部活動指導員を設置する必要があります。また、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようよろしくお願いします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） 4人の方を学校からの報告によりということですが、もしよろしければどういった方かを教えていただければと思います。

○学務課長（赤瀬耕作君） 大矢野中学校がサッカー部1人、松島中学校がサッカー部とバレー部の2人、龍ヶ岳中学校がバスケットボール部1人です。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第16号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、

承認することに決定しました。

日程第13 議案第17号 上天草市小学校部活動部活社会体育移行団体交付金交付要綱の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第13。議案第17号、「上天草市小学校部活動部活社会体育移行団体交付金交付要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 議案書の28ページをお願いします。議案第17号、「上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱を次のとおり制定することとする。平成31年2月20日提出、上天草市教育長。提案理由としましては、平成31年4月より小学校運動部活動が社会体育へ移行することに伴い、上天草市内児童の健全な心身の育成とスポーツ普及振興を図ることを目的に活動する団体に対し、交付金を交付するにあたり必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要があります。ついては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。内容につきましては、第3条にありますとおり、一定の条件を満たした団体につきまして、1団体あたり1万5千円を基本額とし、登録人員1人について200円を合わせた金額を交付する予定としております。この要綱は、平成31年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君） 想定されている団体数はわかりますか。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 各学校から何件かの報告はあっておりますが、正確な数字はつかんでおりません。把握しているものにつきましては、大矢野のドリームズが12種目くらい活動されています。アロマが、3つくらいです。詳細については、今後調査予定です。
- 委員（山下勝一君） 例えば、市外のチームがアロマ等で活動される場合、申請して市内の小学生在半数以上の場合も該当するのですか。
- 教育部長（中文近君） 要綱の第2条にあります指導団体届出書を提出していただき、かつ、本市の小学生が半数以上加入するなどの条件を満たしていれば対象となります。
- 委員（山下勝一君） 以前も質問したのですが、クラブやチームによって負担する額が異なり、チームによっては負担額が大きいいため、入りたいけど入れないなどの事案が心配される。市が補助を行うなどしていただき、子供がチームに入りやすい、またスポーツができる環境づくりをお願いしたい。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 支援策として、登録された団体には、施設使用料を免除することとしています。
- 委員（古川佐奈江君） 団体とは、何人以上などの決まりがあるのですか。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 人数の制限は決めていません。種目等によっては少人数の場合があり、人数の制限をかけると満たないところが出てくる場合があると思われるからです。
- 委員（古川佐奈江君） 1団体あたり1万5千円と、1人につき200円は年額ですか。
- 教育部長（中文近君） 年額となっています。現在の小学校の補助は、1校あたり1万5千円で、今回の補助は種目ごとの団体ごとに1万5千円となっていますので、今の学校部活動補助の支援よりも今回の補助の方が手厚くなっております。
- 委員（瀧崎千賀子君） 社会体育移行の補助に関してはよく理解できましたが、部活として残った文化関係の部活には補助等はどうかののですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 文科系の部活には、今までどおり支給いたします。

- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
- 教育長（高倉利孝君） それではお諮りいたします。議案第17号は、ただ今ご審議いただきましたとおり、承認することにご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」との声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり承認することに決定しました。

日程第14 議案第18号 地域学校協働活動推進員の解嘱について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第14。議案第18号、「地域学校協働活動推進員の解嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 議案書33ページをお願いします。議案第18号、「上天草市地域学校協働活動推進員の解職について」ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進員設置要綱第6条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり解職することとする。平成31年2月20日提出、上天草市教育長。解職するものにつきましては、益田祐二さんです。提案理由としましては、維和小・中学校の地域学校協働活動推進員が上天草市外へ転出されたことから、職務の遂行に支障があるため、上天草市地域学校協働活動推進員設置要綱第6条第2項第1号の規定に基づき、学校協働活動推進員の解職を行うもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 〔「ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第18号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第19号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第15。議案第19号、「地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 議案書34ページをお願いします。議案第19号、「上天草市地域学校協働活動推進員の委嘱について」ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成31年2月20日提出、上天草市教育長。委嘱するものとして、益田紀一様。生年月日、住所については議案書に記載のとおりです。提案理由としましては、先ほど説明しました益田祐二様が市外へ転出され推進員が欠員となりましたので後任に委嘱するものでございます。附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 〔「ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第19号は、ただ今ご審議いた

きましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 議案第20号 上天草市中央公民館長の任命について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第16。議案第20号、「上天草市中央公民館館長の任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（木本昌亮君） 議案書35ページをお願いします。議案第20号、「中央公民館長の任命について」ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、中央公民館長を次のとおり任命することとする。平成31年2月20日提出、上天草市教育長。内容につきましては、任命するものは、糺本佐戸之。住所・生年月日につきましては、記載のとおりであります。任期につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日まででございます。36ページをお願いします。推薦理由といたしまして、糺本氏につきましては、熊本大学教育学部を卒業後、県内小・中学校に勤務し、児童生徒及び保護者の問題等への対応や、学校経営に関する地域との協働活動などの社会教育等に関する経験をいかし、中央公民館長兼図書館長として自ら行動し、施設や活動の充実を図られていると評価しています。公民館活動では、いきいき成人大学を多くの市民が受講できるよう、年7回から16回に増やすなど、誰でも参画できる公民館活動を行っていらっしゃいます。また、図書館業務では、図書館の施設がない湯島地区への配本の実施や、図書館利用者の声を聞く「みなさんの声ボックス」を設置し、意見や要望などを参考に図書館の運営状況などを把握し、利用しやすい図書館づくりに改善を行うなど、企画力や行動力は他の模範となるものであり、高く評価できるものであります。今後の本市の公民館活動や図書館業務をさらに充実させるためには、糺本氏の知識、経験及び行動力が必要であると認識しており、引き続き任命したいと考えています。なお、糺本氏は平成29年4月から採用されており、平成32年度までで通算4年となります。以上の理由により、教育委員会に推薦するものでございます。提案理由としましては、中央公民館長の任期満了に伴い、今後も本市の公民館活動を充実したものとするため中央公民館長を任命するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。以上です。よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第20号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第17 議案第21号 就学する学校の変更承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第17。議案第21号、「就学する学校の変更承認について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第21号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【 議案第22号は諸般の事業により審議内容は非公開 】

日程第19 議案第23号 上天草市就学指導委員会への諮問について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第19。議案第23号、「上天草市就学指導委員会への諮問について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第23号から議案第25号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第22 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第22、「諸報告」に入らせていただきます。まず、報告第1、「3月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（田崎正明君） 議案報告資料の42、43ページをご覧ください。3月の行事についてかいつまんで説明いたします。3日、日曜日が教育委員会議が臨時会ということで開かれます。3時からです。それから6日の水曜日が講談社キャラバン隊がアロマ。卒業式関係で8日金曜日が大矢野中、9日、10日がパールラインマラソンの前夜祭と本大会となります。11日の月曜日が維和中学校の卒業式、12日火曜日が、松島中、姫戸中、龍ヶ岳中の卒業式になります。14日が生き生き成人大学、10時からアロマ。それから3月の定例教育委員会議が18日月曜日10時から松島庁舎。それから20日の水曜日が登立小、維和小、上小、中南小、教良木小の卒業式。22日が、中北小、湯島小、阿村小、今津小、姫戸小、龍ヶ岳小の卒業式。同日の夜は、市内の管理職の送別会が予定されています。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） 22日の管理職の送別会は、この日で決まりですか。

○学務課長補佐（中田光治君） 日にちはこの日でないとなかなか難しいです。

○委員（山下勝一君） 開始時間は何時からですか。

○学務課長補佐（中田光治君） いつも開会は午後6時からにしていたと思います。

○委員（古川佐奈江君） 場所は決まっているのですか。

○学務課長補佐（中田光治君） 場所はまだ確定していません。

○委員（山下勝一君） ひょっとしたら、私は遅れるかもしれません。その時は、また連絡します。

○学務課長補佐（中田光治君） わかりました。

○教育長（高倉利孝君） 他にありませんか。では、次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5。上天草市市史編さん委員の委嘱について説明をお願いします。

○社会教育課長（木本昌亮君） 46ページをお願いします。平成31年2月1日付けで、市史編さん委員を委嘱しましたのでご報告いたします。所属は、熊本大学大学院人文社会科学研究部の准教授の安高啓明先生です。委嘱の期間は、平成31年2月1日から市史編さんの終了する日まででございます。専門は、日本近世史・法制史、博物館史でございます。委嘱の理由としましては、前委員の活動が全くなされていないために、姫戸町・龍ヶ岳町の市史編さんの進捗状況が滞っておりますので、吉村委員に代わり安高委員に後を引き継いで市史編さんをお願いするものです。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局からの追加報告等はありませんか。

○社会教育課長（木本昌亮君） パールラインマラソン大会の参加者が去年は4,464名でした。今年は、4470名ということで昨年を今の時点で上回っています。申込期間を20日までに延ばしておりますので、もう少し伸びるかと思います。

○教育部長（中文近君）：3月議会が、22日から開会されますけれども、それに補正予算と31年度当初予算を計上しておりますので、簡単に内容を説明させていただきます。まず、補正予算ですけれども、総額で10億45万6千円の減額になりました。補正後は、予算現計で195億5,810万5千円となっています。その中で、教育部ですが、マイナス4,983万9千円となりました。この主な要因としましては、工事や委託費の入札残を減額するというものが主な中身になっています。その他の増額しているものもありますので、先ほど申し上げました資料中ほど教育部と書かれたところを御覧ください。これは、50万円以上の増額と100万円以上の減額の分について記載しております。最初に、小学校の一般管理事務事業特別支援教育補助員報酬補正160万8千円の増ですけれども、これは、当初予算において小学校と中学校の配置予定で1人ずつ増減がありましたので、その分を増額するものです。次のページに69と書いてあるところ、これが中学校の方では減額しているところです。それからスクールバスの運行业務委託料これは小学校分で入札残として1,600万円の減額。この大きな減額の要因としましては、当初予算を計上したときには、最大の積算で積み上げをして、予算計上しております。入札は、1番低い単価設定で入札されますので、このような差額が生じているということです。次のページ、上小学校改築設計業務委託料、これも不用額入札残を計上するものです。それから先ほど申し上げました特別支援教育補助員の報酬、それとスクールバス、これも先ほどと同様です。それからその下の中学校営繕事業、これも空調設備の設計業務委託料の不用額を減額するものです。最後に70ページの1番ですが、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金費が67万3千円の増額ということで、当初は30万円を見込んでいましたけど、97万3千円となりまして、ここに書いてあるとおり、全部で21件の寄附をいただいているところでございます。これが補正の方の主な内容です。続きまして、2つお配りしておりますけど両方ご覧いただきたいと思います。31年度の当初予算につきましては、歳出歳入の総額が、179億6,471万2千円になっています。その中で、教育部の方ですが、12ページの中ごろに合計額が書いてあります。本年度予算のところは31年度です。15億1,596万3千円。この右側が、前年度予算になりまして、比較して1億8,651万9千円の増額となっています。31年度当初予算の重点化事業一覧がございまして、この部分について、説明させていただきます。学務課の方で、小学校中学校の校舎営繕事業の中の環境整備で非構造部材耐震化という事業がございまして、これは、小中学校体育館の吊り天井とかバスケットゴールとか落下の危険性のあるものを耐震化していくという事業です。30年度当初と比べますと、増減がマイナスになっておりますが、30年度もかなり実施しております。最終的には32年度で全部完了するというところで今進めています。この部分についてはマイナスになりますが、小学校中学校営繕事業全体では、プラスとなっております。その下のIT教育推進事業では、ICTの環境整備ということで、パソコンの設置とか無線LANの整備を行う予定で、予算の内訳のところを見ていただくとネットワークの整備とか、タブレットの整備とか電子黒板の購入とかこういったものやっていくというものです。31年度予算は30年度と比較して大幅に増えているということになります。これは、小学校については、31年度に完了して、中学校は32年度に完了させるということで今進めているところです。それからその次の学力向上事業ということで、予算の内訳で学習

支援員、学校教育指導員報酬とありますが、学校教育指導員を前年度と比較して1名増員するというので今計画しております。それから、あとはここに書いてあるとおりなのですが、学力向上に対して、手厚くやっていくということで、前年度と比較して約600万円増えています。それから社会教育課の方では、スポーツ合誘致事業ということでこれに力を入れておりまして、今年は、誘致事業の委託料も前年度よりも増やしまして、助成金も増えています。それから待ち受け予算としてスポーツ施設有効活用事業施設使用料という部分を100万円程度組んでおりまして、突発的な大きな大会とかあったときにこれで対応しようと考えているところがございます。これも、前年度と比較して273万4千円増加しております。重点化事業のみを説明させていただきましたので、他の部分については、先ほどお配りしました資料をご覧くださいと思います。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑等はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成31年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後1時10分